

平成 19 年度第 10 回上田西部地域協議会会議録

日 時 平成 20 年 2 月 18 日（月） 午後 7 時から 9 時 10 分

場 所 西部公民館 2 階講義室

出席委員 表委員、金井委員、菅沼委員、鈴木委員、滝沢委員、田中委員、
中島委員、祢津委員、原委員、藤沢委員、松本委員、宮尾委員、
宮下委員、母袋委員、森泉委員、横沢委員

市側出席 小相沢都市計画課課長補佐、児玉都市計画課主任
原沢まちづくり協働課課長、鳴澤まちづくり協働課市民協働政策幹
渉沢まちづくり協働課地域振興政策幹、小宮山まちづくり協働課長補佐

1 開 会（渉沢地域振興政策幹）

2 会長挨拶（宮下会長）

いよいよ私共 2 年間進めてまいりましたこの地域協議会の大詰めを迎えております。
会議事項の（4）につきましては、意見書の確認ということで、第 1 分科会から第 4 分科
会にわたりまして、それぞれ鋭意研究努力を重ねていただいた結果を意見書という形で
まとめて、市の方へご提言申し上げることで、意見書の最終確認をお願いいたします。

3 会議事項

（1）自治基本条例の制定について

- 資料説明 原沢まちづくり協働課課長 -

（2）わがまち魅力アップ応援事業について

- 資料説明 鳴澤まちづくり協働課市民協働政策幹 -

（宮下会長）

今の説明の中でご意見、ご質問ありましたらお出してください。

（宮下会長）

自治基本条例の制定については、こういった流れで、平成 24 年の第 4 ステージまでに
進めるということか。

（原沢まちづくり協働課長）

条例は 2 年くらいの検討期間を予定しておりまして、まちづくりに対する基本的な考
え方をそれぞれ持っていただき、まちづくりを進めていこうとするものです。

（藤沢委員）

まちづくり魅力アップ応援事業の中で、「1 地域 1 テーマ」と書いてあるが、どの範囲
を「1 地域」とするのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

基本的には、まず単独の自治会が行う事業があり、そのほかに地区自治会連合会ですとか、複数の自治会で組んで取り組むといったことも可能です。例えば、蛭が自治会のテーマとなれば、合意形成をしていただき、登録していただく。連合会でも同様である。

(藤沢委員)

自治会単位でテーマを決めて進めるとした場合、所属する地区連合会でもテーマを決めて取り組みたいといったケースも出てくると思うが、こういった取り扱いとなるのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

それは構わない。例えば矢出沢川を活用した地域づくりとなると、複数の自治体に関係してくる。関係する自治体同士が合意できれば、その中で申請していただき、それとは別に、各自治会単位にそれぞれテーマを決めて取り組んでいただけるというものである。

(宮下会長)

自治基本条例の方で、第 2 ステージのまちづくりの進め方、まちづくりの構想の辺になると、基本条例の原案なども示されるのか。

(原沢まちづくり協働課長)

まちづくりの進め方については、「まちづくりの構想」と「まちづくりの基本原則」と 2 つに大きく分けられる。まちづくりの構想については、総合計画がこの 4 月にスタートするが、この総合計画の中に、どういうまちづくりを進めていくか、という構想はすでにできている。総合計画は、「何をどれだけ行うか」という量を示しているが、それに対して自治基本条例は、「誰がどのように進めていくのか」を定めるものである。

(宮下会長)

議会は平行して、検討を進めていくのか。

(原沢まちづくり協働課長)

基本的に議会は、議会サイドでどのようにするのか決めていただくのが、基本的なスタンスである。市民の権利、責務、行政の責務、議会の責務といったものを盛り込んだものが、自治基本条例として成り立っているというのが最近の流れである。そのほかに、議会では議会基本条例というものを別に定めていく。議会と行政は、機関が違うので、議会サイドで検討していただく予定にしている。

(鈴木委員)

今の説明ですと、役割分担による元気なまちづくりにはならないのではないか。市民の代表と行政の代表と議会の代表が、一緒に話し合って条例を検討していくというものではないのか。基準の線を決めようという条例ならば、市民は市民、行政は行政、議会は議会で決めていくということで、それぞれ検討していたら、ちぐはぐなものになってしまい、役割分担というところまでいかないのではないか。審議委員の中には、市民、議会、行政のそれぞれの代表が入っていないと困るのではないのか。

(原沢まちづくり協働課長)

基本的には、原案を市民に検討いただく。行政のことについても、市民のことについても、市民が作る。議会に関する項目を基本条例へ組み込むかどうかは、行政側として一方的に議会も入れますというわけにはいかない。あくまでも市民の委員会で、策定を進めていただくものである。

(鈴木委員)

市民、議会、行政の融和を進めるという基本条例を作ろうという時に、市民が作って行政がそれを手直しして、更に議会が手直ししていくのであれば、最初から皆で協議して作っていくという方法の方が、時間はかかるかもしれないが、先のことを考えると、その方が良いと思われるがどうか。

(宮下会長)

統一した市民意識ですとか、市民による基本的な行政運営方針の検討、行政経営や地域経営といった少し難解な文言を使ってあるという気がする。いずれにしても、これを進める上で、市民が主体になるということは間違いないという解釈でよいのか。

(原沢まちづくり協働課長)

結構です。

(宮下会長)

行政の方でたたき台は作るのか。

(原沢まちづくり協働課長)

それが普通の進め方だが、今考えているのはそうでなく、市民の皆さんにゼロから作っていただく。どういったものを盛り込んでいくのか、というところから市民主導で進めていただくという考えである。

(宮下会長)

西部地域協議会で検討して提出する意見書も、この条例の中へ反映できるのか。

(原沢まちづくり協働課長)

この条例は、内容的には理念的な条例であり、特にこれから市民参加ということが大事になってくるので、どういう気持ちでまちづくりに参加していくのか、市民も積極的に参加していくとか、そういった理念的な条例である。他市で制定されている条例は、そういったものであり、その中に上田市の特徴的なものがあれば、盛り込んでいくということになる。ただ、最初是他市の条例なども参考にさせていただいたりしながら、市民の皆さんに決めていただくというスタンスである。

(田中委員)

最後の姿というものがわかりづらい。他市で実際には既に行った実績があって、そういったところをモデルに上田市が作ろうとしているのか。全くゼロから作るのか。何かモデルがあって、最後の姿というものは、イメージとしてはっきりしているのではという気持ちはある。率直なところはどうか。

(原沢まちづくり協働課長)

モデルというか先進地は、100 件以上ある。基本的な形は、いくつかに分けられる。例えば、「テーマ型」の条例で、福祉等のテーマに分けられるが、上田市としてはどうだというものは特に持たないで、他市も参考にして、ゼロから作っていただくと考えていたきたい。

確かにこれだけでは、イメージはわからないと思う。例として、大和市の自治基本条例では、「自治の基本原則」という中で、「市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それを責務に基づいて参加し行動することを原則とする。」といった理念型の内容となっている。また、市民の責務の中で、「自治の主体であることを自覚し、お互いに尊重し協力して、自治を推進する責務を有する」。権利の中では、「個人として尊重され、快適な環境において、安全で安心な生活を営む権利を有する。」といったように、具体的にどうだというよりも、理念的なものである。

(中島委員)

では主体となるのは、理念づくりなのか。

(原沢まちづくり協働課長)

他市のものは、理念的なものが多い。話し合いを積み重ねていって、最終的には理念的なものになるわけです。議論の中で、積み上げは当然されていくものと思う。

(中島委員)

第 1 ステージの中に、行財政改革の推進とあるが、この内容を追っていくと、行政や議会がする仕事を市民が作り上げるという風に思えてしまうし、それは不可能に思える。どういった方向なのかということをも市民に示してもらわないといけない。理念的な部分をまかせるということなのか、それ以外のものはどうなのか、その辺をはっきりさせないと出来上がってこないと思う。

基本的なものは提示しないと言うが、こういうものをつくって欲しいということは提示しないと進まないのではないかと。項目別なら項目別に、こういったものをという風に提示してもらわないと、とんでもないものが出てくるのではないかと。

(原沢まちづくり協働課長)

こうしてもらいたいとお願いをするつもりはない。ただこういう題材があるので、その中で皆さんで検討していただいたらどうかということは、お示しする予定でいる。それから、アドバイザーをお願いして、意見を聞きながら進めたい。市民検討会議を立ち上げたところで、皆さんにご意見をいただきながら進めていく予定である。

(表副会長)

施行が平成 22 年の 4 月ということだが、市民の会議を立ち上げるわけですね。

(原沢まちづくり協働課長)

素案的なものは、この市民検討会議で決めて、それを地域協議会、地域別懇談会などでお示しし、皆さんの意見を聞いて検討を進めていく。

(宮下会長)

やはり地域協議会が核になるのか。

(原沢まちづくり協働課長)

新たに検討組織を作るものであり、その検討会議の中には、地域協議会の委員さんからも代表として入っていただくことはある。

(宮下会長)

第 2 ステージのまちづくりの構想の に数値目標の設定とある。先ほどの説明では、理念的要素が多いとの説明であったが、数値目標というのは何を想定しているか。

(原沢まちづくり協働課長)

この図は上田市の地域内分権推進に向けての全体の流れを示したものであり、この中の第 3 ステージに、自治基本条例も地域内分権推進のために必要だという位置づけで載せてある。数値目標は第一次総合計画のものであり、総合計画の中にも地域内分権を当然位置づけているので、その中の概要、説明というものである。これは全体が自治基本条例に関するものではなく、地域内分権の流れを示している。

(藤沢委員)

「上田らしさ」とあるが、「らしさ」とは何かあるのか。

(原沢まちづくり協働課長)

今までは国が示した進め方で、全ての市町村が行政を行っていたが、これからは地方へ権限が委譲されてくる。すると個性的なまちづくりが必要になってくるので、他市にはないような、上田らしい「特徴」や「ブランド」を活かしたまちづくりが益々必要になってくるということで、上田らしさと位置づけている。

(藤沢委員)

これからみんなでそれを作っていくという解釈でよいのか。

(原沢まちづくり協働課長)

そういうことであります。

(宮下会長)

これは大変重要でかつまた困難な条例だと思う。今日初めてこれを知ったわけだが、これからこの条例について、色々な紆余曲折が出てくると思うが、アンテナを高くして我々も一緒に勉強していかななくてはならない。更に建設的な提言をしていかななくてはならないと思う。

(横沢委員)

わがまち魅力アップ応援事業についてだが、今まで各自治会でふれあい事業として行っていた活動のようなものでは、該当にならないということか。

(鳴澤市民協働政策幹)

イメージとすれば、今まで行っていた活動でも結構である。ただよく言われるのが、「歴史的なものが、うちの自治会には無い」という言葉だが、例えばウォーキングを通じて、

地域づくりを進めるとか、卓球を通じて健康づくりを推進するとか、そういった今やっていることに一工夫していただいて、出していただくことも可能だと思われる。その代わり、一つの自治会で登録する形になるので、自治会の魅力を皆で見直してもらって、自由な発想でアイデアを出して欲しい。

(横沢委員)

自治会対象となると、どうしても自治会長に活動内容を理解しておいていただかないとできないと思うが、自治会長には説明は済んでいるのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

自治会連合会を通じて、定例役員会では既に3回ほど説明している。更に11月7日の臨時総会でも説明してある。3月12日には定期総会があるが、そこでも資料を配ってお説明する予定であり、自治会連合会事務局にお見えになった自治会長さんには、私から直接説明するようにしている。この補助金のポイントは、PRにあると思っている。自治会連合会や自治会を通じてPRは十分行っていきたい。

(渋沢地域振興政策幹)

西部地域については、私が担当することになっている。色々ご相談いただきたいが、自治会で150万使うというと、かなりの取り組みができると思うが、当面1自治会で1回しかできないということになってくる。1回登録すると後はできないので、自治会の中で何をやるのか、慎重に決めていただきたい。平成20年度から始まるが、自治会は実際1月からスタートしていて、各事業が始まっている。4月、5月の申し込みに対して、1回のみの方に対する決断を自治会内でしっかり検討して決めてきていただきたいと思う。

(鳴澤市民協働政策幹)

出てきた事業に関しては、広報に載せていく予定でいる。それを見て、皆さんがイメージが浮かんでくるようなPRをしていきたい。

(田中委員)

申請用紙の様式はできているのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

ほとんどできている。出していただくのは、4月以降だが、相談は3月頃から受けつけていく。

(渋沢地域振興政策幹)

一番重要なのは「1地区1テーマ」ということなので、その辺を選択してやっていただきたい。

(金井委員)

テーマの選びかたの問題だが、一年で済むものもあり、2年3年かかるものもあるが、テーマについては継続的なことを選んでいくのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

一つの事業をやったらその事業を継続してやっていく。例えば遊歩道を利用したコミュニティづくりをテーマにした場合である。まず遊歩道を整備する、次に花も植えてみる、春はそこで親子のゲームでもしようとか、秋はここで敬老会を計画したいという場合、その遊歩道を毎年活用した地域づくりができる。継続を前提として、皆で汗を流しながら、直接地域づくりをしていこうというイメージである。

(宮下会長)

2番の「特色あるまちづくり」というところで、これも5人以上でまとまれば、1団体になると思うが、例えば秋和で1グループ、下塩尻で1グループ、上塩尻で1グループできたという形はいいのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

要は自分たちでまちづくりをする団体が、自分たちで企画をして、自分たちで楽しむのではなく、大勢を巻き込むようなイベントをやるようなイメージである。自治会を対象としたふるさとづくり事業との違いとは、要は自治会の人たちのみが楽しければいい。しかしまちづくりの方は、企画者は動くが、さらに大勢の人も楽しめるようなイメージを持っていただきたい。

(宮下会長)

北国街道に関しては、色々な自治会を通っている。どこかでイベントを企画した場合、いくつもの自治会が広く関与してくるはずである。そういう場合でも問題はないのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

それぞれの自治会の代表者等が集まって、もっと広く上田市民全体が参加できるイベントにし、更に地区をPRしようということになるとイメージ的にいいと思う。基本的には事業を是非やっていただきたいという考え方でいるので、アイデアがあれば相談して欲しい。

(母袋委員)

申請してくる事業は、ある程度煮詰めて出てくるものだと思う。に「交付事業選考」とあるが、事業の選考と助言を地域協議会で行うとなれば、補助対象にならないケースも出てくるということか。自治会内で検討されたものを地域協議会で取り消すのはどうかと思う。

(鳴澤市民協働政策幹)

内容の確認をしていただき、助言をしていただくという意味合いである。

(原委員)

例えば団体は西部地域の住民で、行うのは中央地域でという場合、どちらに申請をするのか。色々なところでイベントを企画する場合はどうなるのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

事業を実施するところという考えで、中央地域で行われるイベントは中央地域に、市全体にかかる事業は、まちづくり協働課に申請していただくようになる。その団体がど

ういう事業を組むかということになるが、もしその事業が全体に関わるとすればまちづくり協働課でご相談を受けるということになる。

(宮尾委員)

ふるさとづくり事業については、基本的に認めていくとのことであるが、特色あるまちづくり応援事業も応募していけば、ある程度は補助を受けられるのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

基本的には該当するが、予算との関係もある。市民が工夫してまちづくりをしていくものならば、市としては応援をしていくという考え方でいる。

(宮尾委員)

以前こういう事業を提案した時に、認めていただいたことがあり、10万程度の補助を受けた。その時は、「次年度に続けて事業をすることが前提だが、次年度には補助はない」という条件だった。今回の事業も2年は出るが、それ以上は出ないという解釈なのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

色々な団体があるので、1つの団体のみに何年も補助するのではなく、色々な団体のアイデアを広く補助していきたいという考えでいる。

(表委員)

申込みが多かったらどうなるのか。市としてはどのくらいを想定しているのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

今合併時の新規の基金の利子を元に考えていて、4地域あわせて4千万、それを配分していくという考え方でいる。

(表委員)

これは毎年報告書を提出しなければいけないのか。

(鳴澤市民協働政策幹)

単年度で進めていくので、申請していただき、年度末に事業結果に応じて補助を申し上げるという形になる。

(宮下会長)

まだまだご質問等あるかと思いますが、次の協議事項もありますので、そちらへ移らせていただきます。

(3) 都市計画マスタープランについて

(宮下会長)

次に都市計画マスタープランについてということで、都市計画課からお願いします。

(小相沢都市計画課課長補佐)

マスタープランにつきましては、昨年から3回にわたりまして、皆さんからご意見を

いただき、本日はその集約した内容をご覧いただきたいと思います。

- 「上田市都市計画マスタープラン地域別構想 上田西部地域（案）」説明 -

（宮下会長）

ありがとうございました。今都市計画課からご説明いただきましたけれど、マスタープランの地域別構想ということで、具体的な施策等々も入っているわけですが、我々が2年間議論してきた中で何か落ちているようなこと、その他にご意見ありましたらお出しください。

（滝沢委員）

3ページの「道路や交通の整備方針」のところで、文章はこれでいいと思うが、考え方として将来的に脱マイカー社会というか、そういうまちづくりを目指して行くべきと思う。歩行者等への安全性の配慮と書いてはあるが、どこまでも自転車で行けるようなものを進めていただきたいと思います。車だけの道路は、環境問題などに大きく関わってくるし、CO₂削減なども考えていく時代にあり、更に高齢化社会を考えると、徒歩や自転車で用が足る魅力あるまちづくりを進めていきたい。道はその基となるものなので、整備していく際、歩行者、自転車を一番に考えた道路づくりを進めて欲しい。

（小相沢都市計画課課長補佐）

文中に、歩行者及び自転車を追記させていただきます。

（宮下会長）

例えば松尾町通りなど、車道を狭くして歩道を広くしてある。あれは歩行者に対する安全性とか遊歩道とか散策とかを考えて進めたものではないか。

（小相沢都市計画課課長補佐）

4メートル幅の道路を整備し、すれ違いができるようにして、現在は更に進んで、自転車だけが別個に走るレーンも考えるという方向になっている。また老人用モーターカーが走れる道路も検討する方向でいる。

（宮下会長）

道路行政は、50年スパンで考えなければいけない。難しい問題だが、行政の理念の中にはある、ということでご了承いただきたい。

（藤沢委員）

以前にも意見を出したが、北国街道に「旧」がついている。観光課は「旧」を使っていない。18号線も昔のバイパス道路が、現在は新18号であり、以前の18号は、旧18号となる。「新」「旧」は統一した方がいいのではないか。

（宮下会長）

観光パンフレットによっては違うものもあり、歴史的まちづくりを議論すると北国街道は必ず出てくる。その辺をうまく統一して欲しい。

(藤沢委員)

大町の塩の道などは、旧は使っていない。外しておいたほうがいいような気がする。

(小相沢都市計画課課長補佐)

庁内で調整いたします。

(宮下会長)

4 ページ 自然環境、景観の保全・活用方針の「具体的な方針」のところに、いろいろ
列挙してあるが、我々としては、非常にこの辺に期待を寄せている。早めに具現化して
欲しい。是非計画の中で、力を入れて進めていただきたい。

(小相沢都市計画課課長補佐)

景観計画も策定中である。具体的に話をつめていきたい。

(宮下会長)

皆さん他にございますか。

特になし

(宮下会長)

ではこんな形で地域構想が進むということでご理解をいただきたいと思います。あり
がとうございました。

(4) 意見書の確認について

(宮下会長)

それでは次に 4 番の意見書の確認に移ります。事務局から説明していただけますか。

(渋沢地域振興政策幹)

各分科会のリーダーの方に概ね了解していただいた形で、先日の通知と一緒に概要を
お送りしてございます。地域協議会から意見書として出していく文章につきましては、
地図は大きいので省かせてもらっております。

ほぼこれが意見書として出るということでございますが、今日は一応確認ということ
で、一つずつ検討していくと時間もかかりますし、主旨を確認していただいて、何かあ
れば私の方へいただければいいのですが、その後できるだけ早いうちに正副会長と、市
長あるいは教育長の方へ出向いて提出という形になりますので、今日は意見書の内容を
ご説明して、ご意見等いただければと思います。

- 意見書説明 -

「歴史的遺産の継承と積極的な活用による地域の振興について」

「西部地域にトレッキングコースの整備について」

「西部地域内の公園管理及び塩尻地区公園構想の推進について」

「放課後児童対策について」

「地域医療について」

(宮下会長)

各分科会から色々な資料を出していただいたものを事務局で圧縮して、意見書という形でまとめたということで、全体を通して、皆さん宜しいですね。

了承

(渋沢地域振興政策幹)

それでは、この意見書は皆さんの総意ということで、ご理解をお願いします。今後、正副会長が市長あるいは教育長のところへ出向き提出することとなりますが、また日程等調整してご連絡申し上げます。

(5) その他

特になし

(6) 次回会議について

(渋沢地域振興政策幹)

最後の会議になりますので、政策企画局長からご挨拶を申し上げたいということでございまして、3月24日月曜日をお願いしたいということです。

(宮下会長)

以上で本日の会議を終了します。ありがとうございました。